

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年7月21日)

[件名]

- | |
|---|
| 1 島根原子力発電所の設備点検の不備問題について
(防災チーム) 1 |
| 2 大雨による被害状況について
(防災チーム) 2 |

防 災 局

島根原子力発電所の設備点検の不備問題について

平成22年7月21日
防災局防災チーム

島根原子力発電所1号機及び2号機の設備点検の不備等の問題について、前回の常任委員会（6月21日開催）報告以降の状況について報告します。

1. 国（経済産業省原子力安全・保安院）の対応

(1) 保安規定の変更命令等(6月15日)

中国電力からの最終報告(6月3日)を受け、国は厳重注意等を行う(6月11日)とともに、点検不備等の再発防止策を確実に実施しうる保守管理体制及び品質保証体制とするため、下記項目について保安規定を変更するよう命令。

- ①保守管理の各部門の役割と責任を明確にすること
- ②保守管理業務を確実に行う手順等を明確にすること
- ③点検実績等を踏まえた点検計画表の作成・見直しを行う手順を明確にすること
- ④原子力部門の重要課題を統括し計画を検討する組織の設置等、業務運営の仕組みの強化を行うこと
- ⑤不適合管理プロセスの実施主体や役割・責任と手順を明確にすること
- ⑥安全文化を醸成する活動の取組の強化を行うこと

また、特別原子力施設監督官により島根原発を特別な管理下に置くとともに、再発防止対策の実施状況を確認するため、特別な保安検査を開始。

(2) 島根原子力発電所に係る保安活動総合評価(試行)の実施結果を公表(7月9日)

原子力安全保安院は、評価を保留していた島根原発1、2号機に係るこの評価について、最も低い評価レベルである「許容できない課題が見いだされた」と評価を公表。

〔評価理由〕

「保守管理の不備及び定期事業者検査の一部未実施」により、保守管理体制及び品質保証システムが十分機能せず、保安規定に違反し、定期事業者検査の実施体制として不十分であるため

〔今後の対応〕

保安院と(独)原子力安全基盤機構は、保守管理の不備及び定期事業者検査の一部未実施に対する事業者の再発防止策について、追加検査・審査の対象として厳格に監視していく。

※原子力安全・保安院は、島根原発を除き、平成22年6月14日に当評価の結果を公表していた。

※この評価はあくまで、事業者の過去の一定期間の保安活動の状況を検査、法令報告等から得られた情報をもとに評価を行うものであり、プラントの安全性そのものを評価するものでない。

2. 中国電力の対応

(1) 中国電力は「原子力強化プロジェクト」及び「原子力安全文化有識者会議」を設置(6月29日)

点検不備に係る再発防止対策のうち「原子力安全文化醸成活動の推進」等に資する体制整備として設置。

■原子力強化プロジェクト

社長直属の組織で、原子力安全文化醸成に関する地元の意見等を収集・分析し、必要な施策の検討等を行うもの。(プロジェクト長は取締役副社長)

■原子力安全文化有識者会議

原子力強化プロジェクト長の諮問機関として、第三者の視点から提言等を行うもの。
(地元有識者6名、一般有識者5名)

3. 鳥取県の対応

国の対応(6月11日及び15日)や中国電力の再発防止策の実施状況等を注視し、必要に応じて国等への要望や県民等への情報提供等を実施していく。